

平成 24 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 日本航空 株式会社
代表者名 代表取締役社長 植木 義晴
(コード：9201、東証第 1 部)
問合せ先 財務部長 山下 康次郎
(TEL. 03-5460-3068)

外国人等の株主名簿への記録及び配当金の支払いについて

今般、当社は、社債、株式等の振替に関する法律第 151 条に基づく総株主通知を受領し、本年 9 月末日時点における外国人等（以下に定義します）の有する株式の総数が発行済株式総数の 3 分の 1 以上となることを確認しました。

航空法第 120 条の 2 に基づき、当社定款第 12 条は、(1)「日本の国籍を有しない人」、(2)「外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの」、(3)「外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体」のいずれかの者（以下、「外国人等」と総称します）からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより外国人等の有する議決権の総数が当社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとする旨を定めております（以下、外国人等の保有する株式のうち、当社定款第 12 条の定めにより株主名簿への記録を拒んだ株式を「外国人持株調整株式」とします）。

このため、当社は、外国人等が有する株式について、株主名簿に記録する株式を、外国人等が議決権の 3 分の 1 以上を占めることとならない範囲内で、航空法施行規則第 226 条の 3 に定める按分等の方法により特定し、株主名簿に記録しております。

配当に関しては、当社定款第 45 条において、剰余金の配当は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う旨を定めております。

当社は上場企業として再出発するにあたり、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとしてとらえており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保金を確保しつつ、株主へ継続的に配当を行うことにより、株主への利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

航空法においては外国人等による議決権行使について制約するものの、剰余金の配当という経済的便益まで制約する趣旨でなく、外国人持株調整株式に対して配当を行うことについては支障がないと考えられます。

以上を踏まえ、当社は株主への利益還元を積極的に行う基本方針に鑑み、本日開催の取締役会にて、外国人持株調整株式に対して剰余金の配当ができるよう、定款変更案を次回の定時株主総会（平成 25 年 6 月開催予定）に付議するべく具体的な準備を進めていく方針を確認しましたのでお知らせいたします。また、定款変更が次回の定時株主総会にて承認可決された場合、変更後の定款は同総会における承認可決以降に有効となります。従って、外国人持株調整株式に対しては、平成 26 年 3 月 31 日の基準日より配当可能となります。

なお、株主名簿に記録することにより外国人等の占める議決権の割合が議決権の 3 分の 1 以上となる場合に、当社定款に基づき外国人等からの株主名簿への記録請求を拒否する取扱いは従来どおりです。

以 上

(参考資料)

【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	12,842,200	7.08
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	4,373,800	2.41
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	4,342,200	2.39
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	3,819,200	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,338,900	1.84
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー)	3,141,100	1.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,872,000	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,806,300	1.54
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	2,500,000	1.37
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	2,180,600	1.20
計	—	42,216,300	23.27

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有する株式数はすべて信託業務に係わる株式であります。

2. 前事業年度末現在主要株主であった株式会社企業再生支援機構は当第2四半期会計期間末では主要株主ではなくなりました。

3. 当社が航空法および定款に基づき株主名簿への記録を拒否した株式(外国人持株調整株式)は13,899,990株であります。

(参考資料)

【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 10,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 181,340,800	1,674,409	—
単元未満株式	普通株式 1,200	—	—
発行済株式総数	181,352,000	—	—
総株主の議決権	—	1,674,409	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」欄には、当社が航空法および定款に基づき株主名簿への記録を拒否した株式(外国人持株調整株式)が13,899,900株含まれております。

2. 「単元未満株式」の「株式数(株)」欄には、同外国人持株調整株式が90株含まれております。

3. 「議決権の数(個)」欄には同外国人持株調整株式に係わる議決権の数138,999個は含まれておりません。

②【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(相互保有株式) 株式会社エージーピー	東京都大田区羽田空港1丁目7番1号	10,000	—	10,000	0.00
計	—	10,000	—	10,000	0.00

外国人等の株主名簿への記録について



JAPAN AIRLINES

2012年9月末時点の株主構成

所有比率⁽¹⁾ 外国人等 (38.43%所有)



定款に基づいて株主名簿への記録を拒否

議決権⁽¹⁾ 外国人等 (30.77%)

株主名簿への記録を拒んだ外国人等株主の所有比率 (7.66%) (議決権なし)

外資規制の考え方 (例 :外国人等の所有比率が40%の場合)

- ✓ 当社は、航空法の規制に基づき、外国人等株主の議決権の割合が1/3以上となる場合は、超過部分について株主名簿への記録を拒否することを定款上定めております。
- ✓ 具体的には、株主名簿の基準日 (通常は9月末及び3月末) において外国人等株主の所有比率が1/3以上となる場合、同時点の日本人株主の所有比率の半分の割合未満まで外国人等株主の議決権が減少します。

所有比率⁽¹⁾

外国人等 (40%所有)

日本人 (60%所有)



議決権⁽¹⁾

外国人等 (30%未満)

株主名簿への記録を拒んだ外国人等株主の所有比率 (10%以上) (議決権なし)

日本人 (60%)

外国人等株主
議決権の割合

$$= \frac{30\% \text{未満}}{60\% + 30\% \text{未満}} = \frac{1}{3} \text{ 未満}$$

日本人株主の所有比率の半分未満

※ディスクレーマー

上記は航空法に定める外国人等が有する株式について、航空法第4条第1項第4号に該当することとならないよう、株主名簿に記録することを拒む場合の議決権の割合の計算方法を簡便的に図示したものであり、実際の計算結果とは異なります。また、単元未満株式、自己株式につきましても考慮していません。実際の議決権の割合の計算結果については、航空法及び定款等に基づいて行うこととなります。

(1): 発行済株式総数に占める割合。自己株式等は考慮していません。

外国人等株主への配当金の支払いについて



JAPAN AIRLINES

- ✓ 当社は、株主への利益還元を積極的に行うという基本方針に鑑み、外国人等株主の所有比率が1/3以上を占める場合も、持株数に応じた配当金を受け取ることができるよう、定款変更の具体的な準備を進めて行く方針をこの度決定致しました。
- ✓ 具体的には、来年6月に開催予定の定時株主総会において定款変更案を付議する予定です。



● 株主名簿の基準日(配当の基準日は3月末のみ)

* 配当の基準日となる各年度末時点における株主名簿は、航空法施行規則第二百二十六条の三に基づき、9月末および3月末の保有状況を考慮して作成されます。